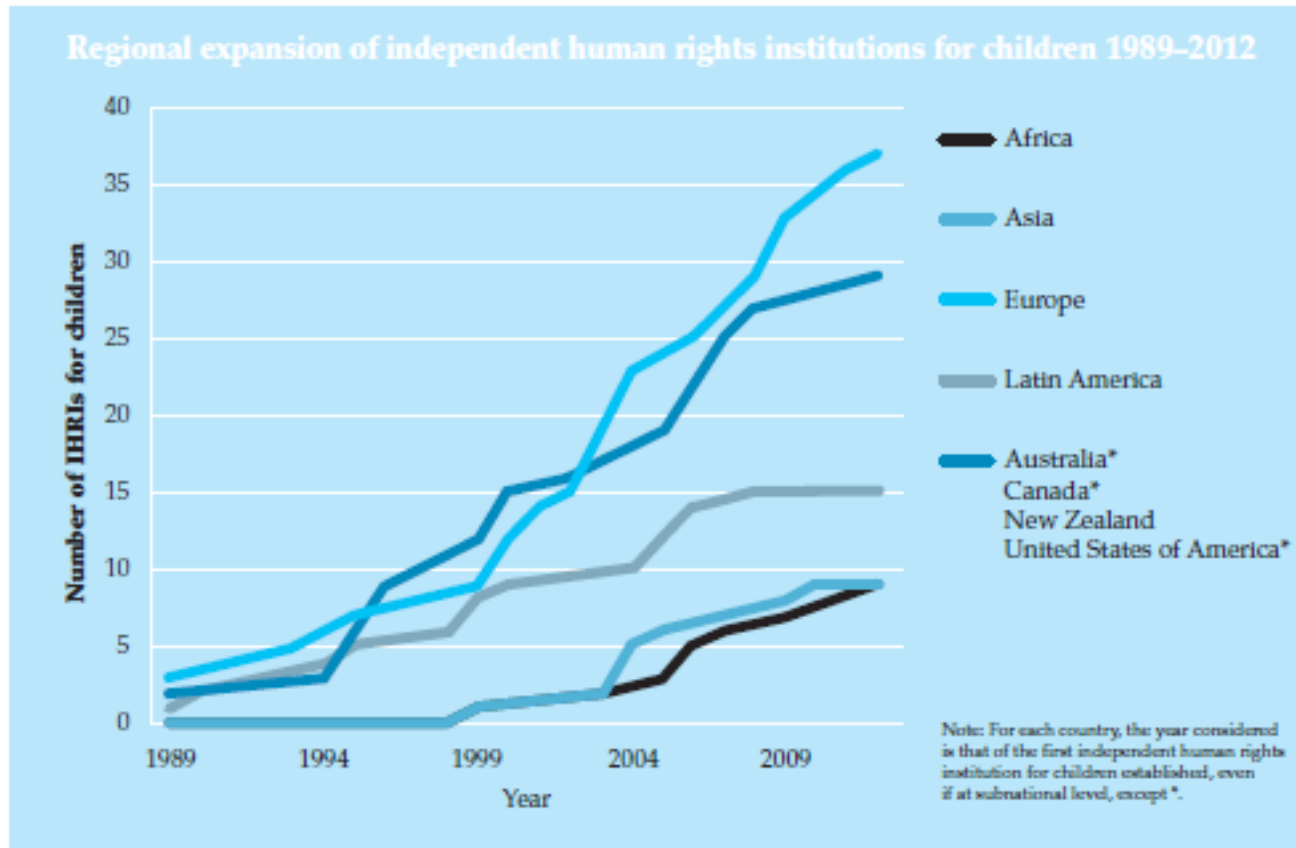


こどもコミッショナー

子どもコミッショナー/オンブズマン ー子どものための独立のモニタリング機関ー



設置された国

- 世界の70カ国以上
(2012年)
- 欧州47か国*のうち34カ国
(2018年)

*欧州評議会加盟国

多くの国が設置法で子どもの権利条約に言及
(スウェーデン、オーストラリア、ニュージーランド、イングランド、スコットランドなど)

何故、子どもにコミッショナーが必要か？

- 子どもは自分から意見を発出して行政に届けるルートがない。
- 子どもには参政権も選挙権もない。
- 子どもは裁判を起こせない。
- 民法では15歳未満は意見を形成する能力は認められていない。
- 従って、真に子どもを代弁することが必要。
- 子どもの声を社会に反映させて、子どもの権利を守る政策を推進するためには、行政から独立しているコミッショナーが必要。

国のこどもコミッショナーの役割とあり方

- 日々、子どもと接し、NGO等市民社会とも連携し、子どもの権利保障の状況を把握し、子どもの権利の促進を行い、必要に応じて、調査を行い、国会に報告、提案、提言を行ったり、政府に提言、勧告を行う。
- 「こどもコミッショナー」は、選挙権のない全ての子ども(乳幼児も、言葉を話さない障害を持った子どもも含まれる)にとって自分たちの意見を代弁してくれるシンボリック的存在。
- それを実現するためには
 - ①政府の他の行政から独立していること
 - ②その活動の予算も独立していること
 - ③常勤であること
 - ④国会が選出に係わるか、承認を行う(子どもがその選出に係わるのが望ましい)
 - ⑤適切な調査権が必要
 - ⑥国会への報告・提案ができること
 - ⑦政府の他の行政に提言、勧告ができること

国のコミッショナー(オンブズパーソン)と 地域の権利擁護機関(オンブズパーソン)

- いずれも子どもの権利擁護のために存在し、子どもの権利に関する知識の普及啓発は欠かせない
- 日本では国にコミッショナーが設置されず、地域の権利擁護機関が先行し、現在、30以上の自治体に設置されている
- 国際的には70か国以上の国にコミッショナー(オンブズパーソン)が存在
- 国のコミッショナーは自ら子どもの声を聴いて、子どもの権利の保障状態のモニターを行い、国の行政府や立法府に施策や政策を提言することが最も重要な目的
- 地域のコミッショナーは個別の権利救済が重要な目的となる
- 従って、両方が必要であり、どちらかが欠けると不完全

子どもコミッショナー（仮称）がいれば…

- 既存の施策の枠にとらわれずに常に子どものことを考える専門家（組織）：特に弱い立場にある子どもの課題や 新たな課題に早期に気づき、迅速な対応につなげられる

- ✓ 弱い立場にある、困っている子どもほど声を上げられない。自分では問題とさえ思っていない場合もある。
- ✓ ひとりの子どもの声から問題に気づくことができれば、広範に調査を行い実態把握もできる。
- ✓ ヤングケアラーの問題も、教員等による性暴力の問題も、もっと早く気づけていたはず。
- ✓ コロナ禍等の想定外の事態、現状では明らかになっていない問題や、今後生じてくる問題にも対処できる。

例えば、コロナ下の日本の子どもたちの様々な課題…休校、制約下の学校生活、学校外の居場所も減少、健康・メンタルヘルスへの影響、自殺者数の増加、虐待リスクの増加等

- 子どもとも大臣とも対話ができる人（組織）：子どもの声を直接子ども施策に反映させることができる
 - ✓ おとなが設定した課題について意見を聴くだけでなく、課題そのものを子どもたちの声から拾い上げることもできる

- 子どもが大切にされる社会の象徴的な存在

子どもコミッショナー/オンブズマン/オンブズパーソン（名称は国により様々）

- 子どもの声を聴きつつ、独立の立場で子どもに関わる施策や課題について調査、提言・勧告を行う
- 日本も1994年に批准した「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」を実施するための仕組み
- 70カ国以上（ヨーロッパでは34カ国）で、子ども施策を担当する省庁とは別に設置されている
- 選挙権をもたず、声をあげる機会が限られる子どもたちのための施策の改善に重要な仕組み



子どもコミッショナー活動事例

<子どもの貧困対策>

- 子どもの意見も取り入れた重点テーマの一つとして取組む
- 貧困を経験した子どもたちとの対話、保護者向け調査等に基づく報告書（政府・自治体・学校向け提言）を発表
⇒年度内に就学支援給付金拡充が実現
→提言内容について継続してフォローアップ
- 学校向け資料作成（家庭の教育費負担を減らすために学校ができること、等）
- 政府内部調査（給付金が受給資格者に行き渡っていないとの結果）の公表を求める ⇒公表はされなかったが、政府・自治体による積極的広報により給付増につながる（ウェールズ）

<いじめ対策>

子どもたちから意見を聴き、報告書と提言を提出

- 学校全体での取組み
- 学校のいじめ対処方針作成への子ども参加
- 対処方針の子どもへの周知、人権教育の強化
- 子どもが相談・報告しやすい仕組みの導入 等

⇒翌年、教育省策定の行動計画と対応方針に取り入れられる

（アイルランド）



<新型コロナへの対応>

- 休校による教育、メンタルヘルス、デジタル格差等への影響について子どもにオンラインアンケート実施（2020年4月）
- 子どもたちの声を議員に届ける
- 政府の教育対策チームに子どもの権利に基づいた対応と具体的対策を提言
- 政府コロナ対策の子どもの権利への影響評価を実施

（スコットランド）

- ロックダウン下での教育機会の保障に関する意見を表明。
- 子どものメンタルヘルス、リモート学習環境の不平等、脆弱な立場の子どもに影響する制限等について政府へ働きかけ。
- 「子ども期委員会」として、今後10年間の政策目標と評価基準を策定し、子ども関連政策の改革を目指すと宣言。

（イングランド）

* 多くの国で、子どもコミッショナーによりコロナ下の子ども調査、提言、子ども向け情報発信が行われている

EUストラテジー

EUの最近の動向

- 2021年3月に子どもの権利の包括的な戦略である”EU Strategy on the Rights of the Child”が発表された。
- 戦略をまとめるにあたって1万人以上の子どもの声を聴いている。
- 計画が重視しているのは6項目。
 1. 子ども参加
 2. 社会に含まれる（適切な教育・保険医療の提供）
 3. 危害から守る
 4. 子どもにやさしい司法
 5. デジタル世界（アクセスと安全）
 6. 世界中の子どもの支援する

